

**改正**

平成22年9月30日条例第23号

深谷市立学校通学区審議会条例

(設置)

**第1条** 深谷市立学校の通学区に関し、深谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に  
応ずるため、深谷市立学校通学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 自治会代表

(2) P T A代表

(3) 民生児童委員代表

(4) 学識経験者

3 教育委員会は、諮問事項が特定の通学区の変更に関するものであるときは、15人を限度として、  
特別委員を委嘱するものとする。

4 特別委員は、前項の変更区域に住所を有する者のうちから第2項に準じて委嘱する。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、特別委員の任期は、前条第3項の諮問事項の終了を  
もって任期を終了するものとする。

2 前条第2項第4号により委嘱された委員以外の委員がそれらの職を失ったときは、同時に委員  
の職を失う。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。ただし、特別委員は互選に加わることはできない。

3 会長は、審議会の会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局がこれに当たる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年9月30日条例第23号抄)

この条例は、公布の日から施行する。